

油圧ショベル(クローラ式)

特定自主検査記録表

証明書
発行日

29年12月26日

様式SR-EHC-01-D

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査共用証明書
発行No.

12-97

標準
No.

1094896

メーカー名	ヤンマ-建機		管理 No.	G4-393		使用者住所 氏名又は名称	中城村字久場1991番地 町田機工株式会社		
型式	V1030-6		走行 距離	— km		機械管理者氏名	町田宗才		
製造 番号	64135		稼働 時間	995 h		検査業者登録番号	第 17 号		
性能	0.09 m³		車検 有効期間	—		検査業者又は事業者 住所・名称 責任者名	沖縄市登川3458番地 マチダテクノ(株) 又吉 隆		
検査 実施場所	町田機工(特) 宜野座(宮)					責任者			
検査 年月日	H29年12月26日		検査者 氏名	平川善之					

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修 内容	
					良	不良		
エンジン	1	本体	★ a 始動性 かかり具合、異音、予熱栓・ヒーターの作動 ★ b 回転の状態 アクセルの作動、回転具合 アイドル回転(980 min ⁻¹)、無負荷最高回転(2150 min ⁻¹) ★ c 排気の状態 排気色、排気音、排気管・マフラー等のガス漏れ ★ d エアクリナー ケースの亀裂・変形・緩み、エレメントの汚れ・損傷・油量 ★ e 締付け シリンダーヘッド、マニホールド締付けボルト・ナットの緩み ★ f 弁すき間 弁すき間(吸最大 mm・最小 mm)(排最大 mm・最小 mm) ★ g 圧縮圧力 圧縮圧力(MPa) 1 2 3 4 5 6 ★ h 噴射圧力 噴射圧力(MPa) 1 2 3 4 5 6 ★ i 噴霧状態 噴霧状態 良○・不良× 1 2 3 4 5 6 ★ j 過給器 異常振動、異音、ガス漏れ、潤滑油漏れ ★ k エンジンマウント ブラケットの亀裂・変形・緩み・脱落、防振ゴムの損傷・劣化	目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 目視、操作、聴診 目視、触診 トルクレンチ シクネスゲージ 圧縮圧力計 ノズルテスター 目視、ノズルテスター 目視、聴診 目視、レンチ等	✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ ✓ — ✓	— — — — — — — — —	— — — C — — — — —	
	2	潤滑装置	★ 油量、汚れ、油漏れ、エレメントの汚れ・損傷	目視	✓	—	—	
	3	燃料装置	★ 燃料漏れ、ホースの損傷・劣化、エレメントの汚れ・目詰まり	目視	✓	—	—	
	4	冷却装置	★ 水量、汚れ、水漏れ、目詰まり、ホース損傷・劣化、ラジエーターキャップ機能・損傷、ベルト(たわみ、摩耗、損傷)、ファン・カバー・ダクト等の亀裂・損傷・変形・取付	目視、触診、スケール	✓	—	—	
	5	電気装置	★ 充電装置機能、バッテリー液量・端子緩み・腐食、配線緩み・損傷	目視、触診、電圧電圧計	✓	—	—	
	6	エアコンプレッサー	★ 異音、異常振動、エア漏れ、油漏れ、タンク内凝水、作動	目視、操作、聴診、圧力計	—	—	—	
	7							
	走行装置	8	起動輪、遊動輪	★ 亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、聴診、触診、探傷器	✓	—	—
		9	上部ローラー、下部ローラー	★ 亀裂、変形、摩耗、異音、異常発熱、取付、油漏れ	目視、スケール、パス	✓	—	—
		10	履帯	★ シュエーラー亀裂・変形・摩耗、取付、リンク・ブッシュ亀裂・摩耗、ピッチ長、たわみ、ピン抜け出、ゴムパット(欠け・劣化・摩耗)	目視、スケール、探傷器	✓	—	—
		11	ゴム履帯	★ スチールコード切断・損傷、ゴム(欠け・劣化・摩耗)、心金脱落、たわみ	目視、スケール	—	—	—
		12	履帯調整装置	★ 作動、調整ボルト等の亀裂・変形・腐食・摩耗、シリンダー油漏れ	目視、操作、探傷器	✓	—	—
		13	走行減速機	★ 異音、異常発熱、ケース亀裂・損傷、取付、油量、汚れ、油漏れ	目視、聴診、触診	✓	—	—
14								
制動	15	駐車ブレーキ	★ 効き	目視、操作	✓	—	—	
	16							
作業装置	17	ブーム、アーム、バケット、リンク	★ 亀裂、変形、摩耗、がた、取付、ピンシール損傷	目視、操作、ノギス、探傷器	✓	—	—	
	18	ツース	★ 脱落、がた、摩耗	目視、触診	✓	—	—	
	19	ブレード	★ 亀裂、変形、摩耗、がた、取付	目視、操作、探傷器	✓	—	—	
	20	フック	★ 変形、摩耗、亀裂、外れ止め機能・損傷	目視、操作、ノギス	✓	—	—	
	21							
油圧装置	22	作動油タンク	★ 油量・汚れ、油漏れ、エア漏れ、ブリーザー目詰まり、取付	目視、石けん水	—	✓	L	
	23	フィルター	★ 汚れ・目詰まり、油漏れ	目視	✓	—	—	
	24	配管(ホース類、高圧パイプ)	★ 亀裂、損傷、老化、ひび割れ、ねじれ、油漏れ、取付	目視	✓	—	—	
	25	油圧ポンプ	★ 油漏れ、異常振動、異音、異常発熱、負荷時吐出量・吐出圧	目視、聴診、触診、	✓	—	—	
	26	油圧モーター	★ 油漏れ、異常振動、異音、異常発熱	旋回用 冷却用 走行用 目視、聴診、触診、 テスター	✓	—	—	
	27	油圧シリンダー	★ 作動、油漏れ、伸縮歪、打痕、亀裂、曲がり、擦り傷	ブーム用 ブレード用 アーム用 スイング用 目視、操作、スケール、 タイマー バケット用 オブセット用	✓	—	—	

3 年 間 保 存

G4-393

区分	No.	検 査 箇 所	検 査 内 容	検 査 方 法	検査結果		補 修 内 容								
					良	不良									
油 圧 装 置	28	コントロール弁 (方向、圧力、流量、逆止め、電磁弁)	作動、油漏れ、取付、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓										
	29	回転継手	回転状態、油漏れ、異音		✓										
	30	オイルクーラー	冷却効果、目詰まり、変形、損傷、油漏れ モーターの異常振動・異音・異常発熱	目視、聴診、触診	✓										
	31														
操 作	32	操作レバー	ストローク、がた	目視、操作、スケール	✓										
	33														
安 全 装 置 ・ 車 体 関 係 等	34	下部架台フレーム、ブラケット	亀裂、変形、しゅう動部摩耗、取付	目視、スケール、探傷器	✓										
	35	旋回フレーム、ブラケット	亀裂、変形、取付	目視	✓										
	36	旋回ベアリング、旋回ギヤ	引っ掛かり、異音、ギヤ亀裂・摩耗、取付、シール損傷	目視、操作、聴診、トルクレンチ	✓										
	37	旋回減速機	異音、異常発熱、油量、汚れ、油漏れ、取付	目視、操作、聴診、触診	✓										
	38	旋回ロック	効き、亀裂、損傷、油漏れ、ホース損傷・老化		✓										
	39	レバーロック、ペダルロック	効き、損傷、変形	目視、操作	✓										
	40	キャブ、カバー	亀裂、変形、腐食、雨漏り、ドア等開閉、ロック・キー作動、 ガラスのがた・損傷		✓										
	41	カウンターウエイト	取付	目視、スケール	✓										
	42	座席（調整機構、シート、シートベルト）	作動、損傷、取付	目視、操作	✓										
	43	昇降設備、滑り止め	亀裂、損傷、変形、取付	目視	✓										
	44	表示板	損傷、取付		✓										
	45	燈火装置、警告器、方向指示器 窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ損傷、浸水	目視、操作	✓										
	46	計器類	作動	目視	✓										
	47	後写鏡、反射鏡、カメラ	汚れ、損傷、写影		—	—	—								
48	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作	✓											
49															
総 合	50	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	操作、聴診、触診	✓										
排ガス装置	★	一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、排ガス 減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	目視、聴診、レンチ等	—	—	—								
	★														
事業 者 等 の 要 請 等	次回特定自主検査実施年月 H30年12月														
	オム等使用前に点検して下さい。														
補 修 等 の 措 置 内 容															
照合No.	補修箇所及び不具合状況		補修年月日	補 修 実 施 内 容											
1	エ3-クリーナー 汚損		H29.12/26	エ3-クリーナー 清掃											
22	作動油不足		"	作動油補充											
備 考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。						記 号	交換	分解 交換	修理	調整	締付	清掃	給油 水	該当 なし
	×	⊗	△	A	T	C		L	—						